

申込み順による持家住宅土地売払い手続きの流れ（概要）

下線の書類は申込み者の提出物

① 持家住宅分譲地売払い申込み

市建設課建築指導担当に提出してください。

- 1) 赤平市持家住宅土地購入助成事業分譲地申込書（様式第1号）
- 2) 申込者及び同居予定者の住民票
- 3) 納税証明書又は非課税証明書（市外からの申込者のみ）
- 4) 誓約書（様式第2号）
- 5) その他市長が必要と認める書類

- ※ 必要書類がそろっていない場合は受け付けできません。
- ※ 上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ※ 証明書等は、3ヶ月以内のものを提出してください。

② 申込書の受理・不受理の通知

申込書が提出されたときは、申込資格を満たしているかどうか審査し、申込書の受理・不受理を決定の上、その結果を申込者に通知します。

③ 受理の場合 決定を通知

赤平市持家住宅土地購入助成事業分譲地譲受人決定通知書（様式第5号）を通知します。

④ 契約・契約保証金

契約の締結

売買契約の締結は、契約書に添付する印紙・印鑑証明書を提出の上その印鑑で、決定の翌日から10日以内に行います。期限までに契約を締結されない場合は、契約に対する権利は無効となりますので注意して下さい。

また、契約前に双方立会の上現地の確認を行います。（現状引渡しのため）

保証金の納入

譲受人は市との契約締結までに、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を、市が発行する納入通知書により、指定の金融機関でお振込み下さい。

⑤ 売買代金の納入

契約保証金を既納後、残売買代金は一括払いとし市が発行する「納入通知書」により契約締結の日から60日以内（期限が土、日、祝日の場合はその翌日まで）に支払っていただきます。なお、売買代金を契約締結の日から60日以内に支払わなかった場合には契約は解除となり、契約保証金は市に帰属することになります。

⑥ 分譲地の引渡し・所有権移転登記

分譲地の引渡し

市が売買代金を完納したことを確認後、文書を取り交わして分譲地の引渡しを行います。

所有権移転登記

所有権の移転登記は、分譲地の引渡し後に、市が登記の手続を行います。

なお、決定後に名義人を変更することはできません。

買戻特約登記

所有権移転登記に際しては、同時に期間を契約日から5年とする買戻特約登記を行います。

費用負担

所有権移転登記に要する登録免許税（赤平市固定資産税課税台帳の金額に応じた額の貼付する収入印紙）、その他契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は譲受人の負担となります。